

令和2年3月11日

小・中学校 保護者 様

大津町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う  
小・中学校の臨時休業（休校）の期間延長及び登校日の設定について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、感染症感染拡大防止を目的とした小・中学校の臨時休業（休校）に対し御理解・御協力をいただきありがとうございます。子どもたちにおいては、不要不急の外出を控えながら、生活リズムを整え、家庭学習等に励み、学校再開を心待ちにしていることと思います。

しかしながら、依然として全国的に感染者が増加傾向にあり、令和2年3月11日付けで熊本県からも休校措置の延長について依頼があったところです。

大津町教育委員会としましても、児童生徒の安全確保を最重要課題とし、下記のとおり町内小・中学校の臨時休業（休校）期間を延長することとしました。

なお、臨時休業（休校）の期間延長に伴い、児童生徒の健康面、生活面、学習面等に関する確認を行うため、感染症予防対策を十分講じたうえで、下記のとおり登校日等を設定しましたのでお知らせします。

臨時休業（休校）期間延長の主旨を御理解いただくとともに、各家庭における感染症感染予防対策に引き続きご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業（休校）の延長期間

令和2年3月16日（月）～令和2年3月24日（火）

2 臨時休業（休校）期間の登校日等について（感染症感染防止対策を講じたうえ）

期日	行事・登校日	出席者
3月13日（金）	中学校卒業式	卒業生、職員、保護者
3月16日（月）	小・中学校登校日（午前中、給食なし）	小・中学校在校生
3月23日（月）	小学校登校日・修了式 （午前中、給食なし）	小学校在校生
3月24日（火）	小学校卒業式	卒業生、職員、保護者
	中学校登校日・修了式 （午前中、給食なし）	中学校在校生

3 児童生徒の家庭学習等について

感染症予防対策を継続するとともに、生活リズムを整え、以下に示す家庭学習等に取り組むようお願いいたします。

① これまで学習した内容の復習（各学校から配付される学習プリント等を活用）

② 自主学習（自学）

③ 「学習の手引き」を参考にした未履修内容の学習等

・臨時休業（休校）に伴う未履修内容については、各学校が示す具体的な「学習の手引き」に基づき家庭学習等で行われるようお願いいたします。なお、未履修内容については、次年度に補充のための授業を行うこととしています。

4 臨時休業（休校）中の児童・生徒の受け入れについて

臨時休業期間延長に伴い、児童・生徒の受け入れ期間も併せて延長いたします。

詳細は、新たに「臨時休業期間延長に伴う児童・生徒の受け入れについて（通知）」にてお知らせします。ご確認ください。